

辻 泰弘 国会ニュース

つじ やす ひ ろ Kokkai News 2004年12月24日 NO. 35

第 161 臨時国会(12月3日閉会)最終報告

参議院選挙に熱く燃え、台風などの災害に悩まされた今年もあとわずか。賜ったご厚情の数々を深謝致します。わが第49回誕生日(12月27日)も目前。最近はやさしい字が読みづらく、「いちご白書を…」のように「もう若くないさ」。さて、今回は、先国会閉会時から最近までの活動の成果をご報告致します。



辻 泰弘：3 年程前から指摘してきた無年金障害者対策と年金担保融資対策の実現は感慨深い。しかし、いずれも議員立法。厚労省がもっと早く対処すべきだった。国民生活の重要課題に、政府が答えを出せなかったのは根本的問題だ。(参議院厚生労働委員会 2004年12月1日)

◎ 無年金障害者に対する救済法が成立!! 在日外国人については今後検討。

国民年金への加入が任意であった時代に未加入のまま障害を負い、障害基礎年金が受け取れない元学生と主婦を救済する「特定障害者給付金支給法」が12月3日の本会議で成立した。1 級障害者に月5万円、2 級障害者に月4万円支給。約2万4000人が対象。2005年4月施行。

辻 泰弘：学生、主婦と当時は違ったとはいえ、現在とともに強制加入である在日外国人に対する措置も同等であるべき。在日外国人無年金高齢者の切実な要望もしっかり受け止めよ。
尾辻 厚生労働大臣：附則の検討規定がある。その趣旨を踏まえ、対応を検討していく。(同上)

◎ お年寄りを苦しめる違法な「年金担保融資」によろやく罰則規定!!

「年金担保融資」に罰則規定を盛り込んだ改正貸金業規制法が12月1日成立したが(施行は12月28日)、高齢者の窮状の解決に最も熱心であるべき厚労省の心ない姿勢は下記の通り。

辻 泰弘：公的年金を担保に取ることは法律で禁じられているにもかかわらず、年金証書や通帳などを担保に取って高利で貸し付け、借り手の高齢者が死ぬまでしぼり取る悪質業者による被害が増えている。年金支給の責任官庁として他省庁と連携し、防止に努めよ。

厚生労働省・年金局長：受給者が新たな口座を指定すれば、年金はそこに振り込まれるので、厳密には年金受給権が担保の融資ではない。(参議院厚生労働委員会 2002年5月23日)

辻 泰弘：「年金担保融資」による被害を防ぐため、国民年金法などに罰則規定を置くべきだ。

厚生労働省・年金局長：厳密には担保に供されていない。罰則で事態解消の可能性は少ない。

辻 泰弘：年金までは責任を持つが、預金になったらもう知らない、というのがいつもの厚労省。厚労省のめざすべきは、老後の生活安定、国民の幸せ。所管でなければ関係省庁と連携し、いかなる形においてか罰則規定を置くべきだ。(参議院厚生労働委員会 2004年5月27日)

◎ 混合診療の全面解禁は行われず、「原則規制」の基本が守られる!!

12月15日、厚労大臣と規制改革大臣は混合診療の対象拡大で合意。私が強く求めた安全性を確保し、医療を「金次第」としないための「原則規制」の方針は守られた。(32、33号参照)

ご意見・ご要望等は下記までお気軽にご連絡ください。